

くらしすと

行ってみよう!

大阪市立美術館



CONTENTS

【テーマ記事】

保険加入の注意点 2

トラブルQ & A 3

・「ロコ・ロンドン取引」と称する金の取引に注意

お知らせ 4

・イベント情報

NEWS

サンダルが巻き込まれる事故多発

つま先がすっぽり覆われるタイプの樹脂製サンダルがエスカレーターのステップと側面のすき間などに巻き込まれる事故が多発している。被害の多くは子ども。経済産業省などがエスカレーターに乗る際に、ステップの中央に乗るよう注意を喚起している。

給与所得9年連続減少、格差は拡大

民間企業に勤める人が2006年の1年間に得た平均給与は前年比0.4%減の435万円。1000万円超は前年より9万人増の224万人、300万円以下は前年より49万人増の1741万人。国税庁「民間給与実態統計調査」で分かった。

金融商品取引法9月30日、完全施行

元本割れのリスクを伴う金融商品の販売について、投資家保護の徹底を義務付けた。

こんにゃく入りゼリーに警告マークを表示

こんにゃく入りゼリーを食べた子どもや高齢者の事故が相次いだのを受けて、業界団体は統一の警告マークを表示すると発表した。

保険加入の注意点

ファイナンシャルプランナー
内藤 真弓

目で確かめたり手で触ったりできる商品と違い、保険という形のない商品を購入するにあたって、どのようなことに注意をすればよいのでしょうか。

●本人も家族も理解できるシンプルな内容にする

保険は契約者と保険会社の間で取り交わす契約です。会社から交付される「契約のしおり」には、どのようなときに保険金や給付金が支払われるか、支払われない場合はどういつきかといった約束事が書かれた「約款^{やっかん}」という部分があります。保険加入を検討する際には、保険金や給付金を受け取れる状況を約款で確認し、具体的に理解した上で、保険料を払う価値があるかどうかを考えなくてはなりません。

支払い条件が複雑で理解できないとか、特約が多すぎるものは請求漏れ^もになる可能性があります。できるだけシンプルで使いこなせるものにしておくことを心がけてください。特に生命保険は契約した本人が請求できるとは限りません。請求人になるかもしれない家族が理解できる契約であることも大切です。

●保険金を出すか出さないかは保険会社が決める

保険金などを請求するときは、会社所定の請求書や診断書などの必要書類を提出します。請求を受けた会社側は、保険金の支払い条件を満たしているかどうか、契約が正当に締結されたものかどうか、たとえば告知義務違反がなかったかなどを審査します。

保険は多くの契約者から集めた保険料を共通の財産とし、そこから保険金や給付金の支払いにあてる「助け合い」から成り立っています。請求に応じて何でも払えばよいというものではなく、契約者間の公平性を保つためには支払時に審査をすることが必要なのです。

●保険の役割と貯蓄の役割

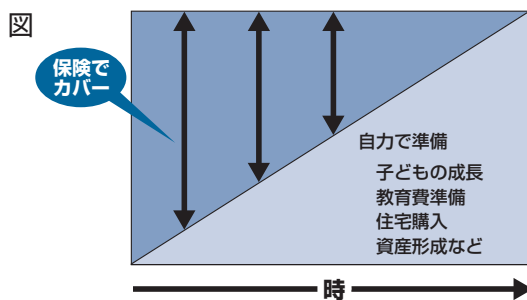
日々の暮らしはお金のかかることだらけです。さまざまな出費に備えられる貯蓄は万能の保険で、不払いや請求漏れは起こりません。しかし、同じお金でも保険料として支払ってしまいますと契約者共通の財産となり、約款で決められた条件を満たしたときしか受け取れません。

とはいえ、貯蓄が貯まるまでには時間がかかります。まだ子どもが小さく貯蓄が少ない段階では、生計維持者の死亡や家族の大病などに備えて、保険料を払って保障を確保しなくてはならないこともあるでしょう。子どもの成長や貯蓄の増加など、準備が整ってくるにしたがって少しずつ保険を減らし、お金の流れを「保険料」から何にでも使える「貯蓄」へと転換していくことを心がけてください(図)。

また、個人の力ではカバーしきれない巨大リスクを保障する火災保険や自動車保険などは、助け合いという保険の特性を活かせる商品です。何のリスクを保障してほしいのか、そのリスクが起こったらどの程度の損失になるのかを考え、保険と貯蓄のどちらで準備するのが合理的かという視点も重要です。

●状況の変化に合わせた見直しを

時代が変われば新たな保険商品が開発されます。現時点で販売されている保険が、今後何十年にわたって有効であると考えerには無理があります。「入っていれば安心」ではなく、適宜内容を見直していくことを忘れないようにしましょう。



必要な金額まで貯めるには時間がかかります。その間に万一のことがあったときのために保険に加入します。時間の経過とともに、保険に頼る領域は減っていきます。

トラブル Q & A



「ロコ・ロンドン取引」と称する金の取引に注意

Q

「金融商品に興味がないか」と電話があり、業者が家に説明に来た。「ロンドン市場で取引されている金の投資。金の相場が高騰している今がチャンス」「ドル建てで、年12%の金利が保証されていて絶対に損はしない」と勧誘された。取引のしくみはよくわからなかったが100万円に年12万円も利息がつくならと思い契約し、夫に内緒で現金100万円を預けた。しかしよく考えるとやっぱり不安なので解約したい。

A

相談者の契約した取引は、いわゆる「ロコ・ロンドン取引」と称する金の証拠金取引で元本の保証がなく、金利は預金の金利と違って何の根拠も保証もないこと、また注文どおりに取引が行われているのか確認することが困難で非常に危険な取引です。この事例では、契約書面の受領日から3日目だったため、クーリング・オフの通知方法を助言し、業者から100万円が返金されました。

ロコ・ロンドン金取引とは、本来、ロンドン渡しの金の現物取引を指しますが、事例の「ロコ・ロンドン取引」は、金の現物取引ではなく、実際に預けた金額の何十倍もの取引を行う証拠金取引です。2007年7月15日から、事例のような「ロコ・ロンドン取引」と称する貴金属証拠金取引や「海外先物オプション取引」など他の法律で規制のない預かり金取引（現物の商品引き渡しのない物品売買取引・商品先物取引・商品指数取引・これら3つの取引に関するオプション取引の4種類の仲介サービス）が特定商取引法の規制を受けることになりました。電話・訪問販売によるこれらの契約は、契約書面の交付義務や書面を受け取ってから8日間のクーリング・オフ制度が適用されます。しかし、いったん代金を支払ってしまい業者と連絡がとれなくなったりするとお金を取り戻すことは難しくなります。

いきなり電話や訪問で「確実に儲かる、良い話がある」などと投資話をされたら、とにかく断りましょう。取引の仕組みが分からない投資話には絶対に手を出さないことです。

くらしすと6号（2007.10）P3、トラブルQ&Aの内容について、以下のとおりに訂正します。

A 5行目

（誤）今回のモデル勧誘（毎月の定期的な研修）の契約は特定継続的役務提供であるため、特定商取引法に基づき、契約書面を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフができます。

（正）今回のモデル勧誘の契約は、「キャッチセールス」に該当しますので、特定商取引法に基づき、契約書面を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフができると考えられます。

表紙写真説明

大阪市立美術館は、緑豊かな天王寺公園内にあり、昭和11年5月に開館しました。日本美術と、中国や朝鮮半島などの東アジア美術がコレクションの中心となっています。約8000点の所蔵品と、7000点にのぼる社寺や美術愛好家などからの寄託品を収蔵する日本を代表する美術館のひとつです。

12月16日(日)まで

「特集展示 中国の彫刻 ―山口コレクションを中心に―」
「特別展 BIOMBO／屏風 日本之美」を開催中です。

クイズの答え 天王寺公園です。

美術館が所在する茶臼山一帯は、もとは住友家本邸があった所で、名庭「慶沢園」とともに大阪市に寄贈され、昭和11年に市が美術館を建設しました。

〒543-0063 大阪市天王寺区茶臼山町1-82（天王寺公園内）

TEL：06-6771-4874 FAX：06-6771-4856

<http://www.city.osaka.jp/museum-art/>

【交通の案内】JR、地下鉄谷町線・御堂筋線 「天王寺駅」

近鉄南大阪線 「あべの橋駅」 阪堺電軌上町線 「天王寺駅前駅」

市バス 「阿倍野橋駅」 下車



くらしの体験講座 主催 大阪府・大阪市

テーマ ふわふわ羊毛の不思議

～羊毛であったかフェルトコースターを作ってみよう～

と き 12月1日(土) 13:30 ～ 15:30

内 容 羊毛をこすってフェルト作品を作ります。羊毛の特徴について学ぶとともに、いろいろな繊維のトラブルについても学習しましょう。

講 師 フェルト作家 久本ゆみこ

会 場 大阪市消費者センター 実習室

(南港ATC ITM棟3階)

ニュートラム「トレードセンター前」下車2号出口

対 象 小学4年生以上のお府内在住の方
(小学生は保護者同伴)

定 員 36人(申し込み多数の場合は抽選)

受講料 無 料

締め切り 11月20日(火)

一時保育 定員20人 無料
(2歳以上就学前の幼児が対象、事前申し込み必要)

持ち物 エプロン、タオル2枚、ビニール袋

申し込み・問い合わせ先

■ (財) 関西消費者協会

TEL 06-6613-1030 <http://kanshokyo.jp/>

大阪市のイベント

くらしのなっ得！講座

【タイトル】

知っておきたい！

年末の住まいのお手入れ大研究！！

～掃除について学び、今年の大掃除に役立てよう！～

【開催日時】 12月12日(水) 13:30 ～ 15:00

【会 場】 阿倍野市民学習センター 第2研修室
大阪市阿倍野区阿倍野筋3-10-1-300
(あべのベルタ3階)

【対 象】 大阪市内在住・在勤・在学の方

【定 員】 60人(申し込み多数の場合は抽選)
※一時保育はありません。

【費 用】 無 料

【申し込み方法】

電話、FAX、大阪市電子申請システムでお申し込みください

【締め切り日】 12月5日(水)

【申し込み・問い合わせ先】

大阪市消費者センター

TEL: 06-6614-7522 FAX: 06-6614-7525

エルちゃん



天王寺 10,000 人啓発キャンペーン

【開催日時】 11月24日(土) 11:00 ～ 16:00

【場 所】 JR天王寺駅 中央コンコースなど

【内 容】 大阪市消費生活合理化協会と共同で、大阪市南部の中心地である天王寺で消費者街頭啓発を実施します。
エルちゃんファミリーが登場し、悪質商法の根絶を目指します。



L-1グランプリ

標語(一般の部) グランプリ作品

「せかされて 押したらあかん そのはんこ」

※その他の入選作品はホームページに掲載しています。

消費生活相談 ☎06-6614-0999 (毎日) 10:00 ～ 17:00
(12月29日～1月3日は除く)
※大阪市内にお住まいの方が対象です。

メール相談 ホームページからメール相談にアクセスしてください。
(12月28日～1月3日は除く)

ホームページ「くらしのひろばエル」(パソコン・携帯電話)

<http://www.city.osaka.jp/Lnet>

大阪府のイベント

19年度 くらしのナビゲーター養成講座 受講生募集

消費者問題や地域活動について、体系的・専門的知識・技能を身につける連続講座です。講座を修了すると「くらしのナビゲーター」として、高齢者を対象にした消費者問題ミニ講座などに出向き、消費生活に必要な情報を府民に提供していただきます。

【講座内容】 講座の形式はメール講座と通学講座の2方式で、ライフスタイルに合わせて選んでいただけます。

【メール講座】

平日の通学が困難な方を対象に、自宅でパソコンメールを通じて、配信するテキストをもとに学習し、課題を提出

【通学講座】

原則週1回、生活情報らざセミナー室で開催する講座に出席

【開催日時】

ステップ1

メール講座 平成19年12月1日(土)～平成20年2月25日(月)

通学講座 平成20年1月11日(金)
～2月29日(金) 10:00 ～ 15:00(一部除く)

ステップ2

3月8日(土)10:00 ～ 15:30 3月15日(土)10:00 ～ 16:30

【応募資格】

- ・消費者団体で活動している人や、消費者問題の基本的知識を身につけ今後地域で活動する意欲のある人
- ・高齢者などの消費者被害防止のため「くらしのナビゲーター」としての活動が可能な人
- ・大阪府内に居住する人
- ・メール講座を受講される方はパソコンのメール・インターネットが利用できる人
- ・修了の条件を満たせる人

メール講座

定 員 40人(提出作文により選考)

受講料 無料(資料代1,000円)

締め切り 11月10日(土)

応募方法 ホームページ(<http://kanshokyo.jp/>) から、
申し込んでください。

通学講座

定 員 35人(提出作文により選考)

受講料 無料(資料代2,000円)

締め切り 12月10日(月)

応募方法 所定の申し込み用紙に記入の上、郵送してください。

詳しくは、(財)関西消費者協会ホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。

【問い合わせ先】 (財)関西消費者協会

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル1階

TEL 06-6945-1100 <http://kanshokyo.jp/>

E-mail staff@kanshokyo.jp

主催 大阪府消費生活センター 企画 (財)関西消費者協会

消費生活相談 ☎06-6945-0999 (月～金) 9:00 ～ 17:00

※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。

消費者問題の専門家団体が実施する週末相談(年末年始除く 10:00 ～ 16:00)

■土曜日/ 06-4790-8110 (社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

■日曜日/ 06-6203-7684・06-6203-7650 (社)全国消費生活相談員協会

※間違えないよう、番号をよくご確認ください。

ホームページ「消費生活事典」

<http://www.pref.osaka.jp/shouhi/>

くらしの商品安全だより

製品の事故情報などを毎月お知らせします

東芝エアコン



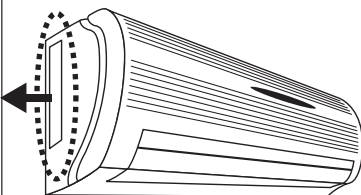
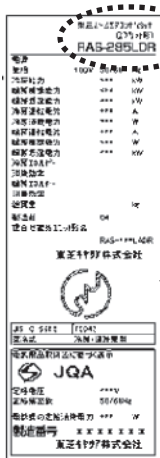
発煙・発火のおそれがあります

1998年9月から2002年1月に製造販売された東芝エアコン38機種において、室内ファンを回転させるモーターのリード線接続部から、発煙発火するおそれがあることが判明。対象製品は無償にて点検修理実施されています。

なお、本告知は、2004年8月20日付の新聞および東芝キャリアホームページ等によりお知らせした内容と同じもので、既に点検済みの製品は対象外となります。

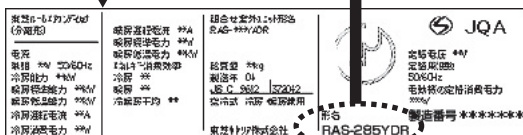
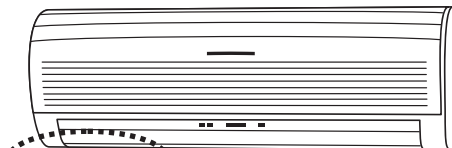
ご確認ください。

●東芝エアコン大清快LDRシリーズ (1998年9月から2000年6月製造)



RAS-	225LDR、255LDR、285LDR、325LDR、 406LDR、506LDR 255LDR-D、285LDR-D、406LDR-D 255LDR-G、285LDR-G 2559SDR、2859SDR、4069SDR V285DR
------	---

●東芝エアコン大清快YDRシリーズ (1999年9月から2001年3月製造)



RAS-	225YDR、255YDR、285YDR、325YDR、 405YDR、406YDR、506YDR 255YDR-D、285YDR-D、406YDR-D V285DR3、2833D-I
------	---

前ページ以外の無償点検・修理対象機種

●ハウジングエアコン、石油エアコン、ガスエアコン、業務用エアコン

(1999年11月から2002年1月製造)

HAS-	M221FDR1、M281FDR1
RAK-	285DR3、405DR3
RAG-	283KE、323KE、403KEJ
SIK-	J500AX、J630AX、P500HX、P630HX

品番が該当する製品をお持ちで、まだ点検が済んでいない場合は下記にお問い合わせ下さい。

東芝キャリア株式会社

〒416-8521 静岡県富士市蓼原 336 番地 エアコンサービス推進室

フリーダイヤル (通話料無料)

専用電話 0120-444-899

専用FAX 0120-445-175

くわしくは、<http://www.toshiba-carrier.co.jp/> に掲載されています。

ご連絡いただくお客様の個人情報は本件の点検修理のためにのみ利用し管理いたします。

なお、これらの業務に携わる協力会社にはお客様の個人情報を開示することがありますが弊社と同等の管理を行われます。

多発!!

ライターでやけど



「100円ライター」「使い捨てライター」などと呼ばれる簡易ガスライターで点火時、予想外の大きさの炎が出て、やけどを負う事故が多発しています。メーカー側の品質管理が最重要ですが、消費者も思わぬ事故に遭わないよう注意を心掛けましょう。また、製品安全協会が検査し安全基準をクリアした製品には「SGマーク」が表示されており、品質について一定の目安になります。



- ①使用時には炎の高さに注意しましょう。
- ②着火部分に異物が混入しないように気をつけましょう。残火の原因となります。
- ③補償の対象となる「SGマーク」の表示のある製品を目安に購入しましょう。



SG マーク (財)製品安全協会が定めた認定基準に適合した商品に表示されるマークです。

「くらしの商品安全だより」は、(独)国民生活センターや(独)製品評価技術基盤機構(NITE)などから収集した情報をもとに、事故の未然防止・再発防止のために作られています。特定の商品・サービスを推奨するものではありません。無断転載はお断りいたします。

◆大阪府消費生活センター 〒540-6591 大阪市中央区大手前 1-7-31 (OMMビル) ☎06-6945-0711

◆大阪市消費者センター 〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 (ATC) ☎06-6614-7521

◆企画・編集：(財)関西消費者協会 ☎06-6945-1100 ◆印刷：(株)ケーエスアイ